

町民の皆様へ

町民の皆様におかれましては、平素より当町のまちづくりに対して、様々な形でご支援ご協力を頂いているところであり、衷心より厚くお礼申し上げたいと思います。今回も新型コロナウイルス感染症について、町民の皆様にお知らせとお願いを申し上げます。

これまで、首都圏や関西圏が中心であった感染エリアも、現在では全国各地に拡大している状況にあります。鳥根県内においても8月初旬には、東部で大規模なクラスターが発生し、圏域内でも益田市において初めての感染者が確認されました。当町では、皆様方のご協力のお蔭をもちまして、感染者を見ることもなく現在に至っておりますが、今やいつどこで発生しても不思議ではない状況となっております。これからも町民の皆様とともに、気を緩めることなく対策本部として適切に対処していかねばならないと考えております。そこで、皆様に改めて3点についてお伝えしたいと思います。

1点目は「危機意識」についてです。全国的な感染拡大により、常に感染のリスクが身近にあることを改めて強く認識して頂き、町外に移動する場合には、移動先の感染状況を十分に把握し、3密となるような場所に近づかない、感染防止対策が徹底されていない施設等は利用しない、手指消毒、マスク着用等の感染防止対策を徹底するなど、より一層の慎重な行動をお願いします。

2点目は、「人権への配慮」についてです。私たちが立ち向かうべきはウイルスであって人間ではありません。既に秋の行楽シーズンを迎え、観光や帰省などで多くの県外の方がお越しになられることも想定されます。いかなる時も誤解や偏見による差別を行うことは決して許されるものではありません。県外者の方に誹謗中傷する事がないよう重ねてお願い申し上げます。

3点目は、「イベント開催」についてです。これから収穫を祝うお祭り時期となり、各地区でイベントが計画されていることと存じます。イベントを行う場合は、参加者の方の検温の実施など体調把握を十分に行い、名簿等を作成し連絡先を把握しておく、人と人の距離を保ち、3密を避け、消毒を実施して感染防止対策の徹底を行った上での開催をお願い致します。イベントに参加される方も、感染防止対策にご協力頂きますようお願い致します。

また、行政としましては、これまでの対策に加え新たな支援策も準備致しました。このことにより疲弊した生活支援や経済対策を講じていく所存であります。今、私達がおかれている状況を解決するためには、皆様お一人おひとりが心掛け、良識ある行動をとって頂くことが何より大切です。皆様におかれましては、より一層の感染防止対策を行って頂きますようご理解とご協力をどうか宜しくお願い申し上げます。

令和2年9月25日

吉賀町新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（吉賀町長） 岩本 一巳

① 「みんなで応援！よしか振興券」



3～4ページへ移動➡

町内の経済状況を支援し、地域における消費を喚起するため、町民全員を対象に1人につき5,000円分の吉賀町地域経済振興券「みんなで応援！よしか振興券」を発行します。
また、振興券の発行にあたり、振興券を取り扱っていただける特定事業者（取扱事業者）の募集を行います。

② 「吉賀町事業継続特別支援金」

事業所全般

5～6ページへ移動➡

この支援金は、国の「持続化給付金」の給付を受けた事業者に対する上乗せ補助となります。

支援金の額 基準額（雇用保険被保険者1人×10万円）から、国の持続化給付金の交付決定額を差し引いた額

③ 「高収益作物次期作支援交付金」

農業事業者

7～8ページへ移動➡

国では新型コロナウイルスの影響により市場価格が低落する等影響を受けた野菜・花き・茶等の高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援し、種子の導入、肥料の導入、マルチ資材の導入等の前向きな取組を実施した場合、定額の交付金を支給します。

④ 「経営継続補助金」 2次募集

農林漁業者

9～10ページへ移動➡

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方式の確立・転換などの経営継続に向けた農林漁業者の取組を支援します。

⑤ 「吉賀町畜産農家緊急支援事業費補助金」

畜産業者

新型コロナウイルスの影響により肉用牛、子牛の市場価格が下落しています。町内の畜産農家が出荷する子牛1頭当たりに対して補助金を交付し事業継続を支援します。

交付対象	町内の牛繁殖農家で、今後も引き続き営農を継続する意思のある方
補助対象	令和2年度内に市場に出荷された子牛
交付額	子牛1頭あたり3万円
申請先	産業課 ☎0856-79-2213

地域経済を盛り上げよう！

みんなで応援！よしか振興券

新型コロナウイルス感染症流行に伴う活動自粛等の影響を受け、家計を支援するとともに地域における消費を喚起し、地域経済の再生を図ることを目的として「みんなで応援！よしか振興券」を町民に配布します。

配布対象者

令和2年10月1日を基準日において、住民基本台帳に登録されている方
※基準日の翌日以降より令和2年10月31日までに住民基本台帳に登録されることとなった者も含む。

配布額

町民一人あたり**5,000円**(額面500円の振興券10枚)

配布方法

世帯主様宛に、各世帯人数分の振興券を郵送します。
(ゆうパック)

※11月中の発送を予定しています。

使用期間

令和2年12月1日から令和3年2月28日まで

※期限を過ぎた振興券は使用できません

使用可能店舗

商品券発送時に使用可能な町内店舗一覧表を同封します。

町ホームページにも掲載します。

注意点

振興券が使用できない商品等は、以下の通りです。

- ① 国税、地方税、使用料等の租税公課
 - ② 金券、商品券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等
換金性の高いもの
 - ③ 不動産や金融商品
 - ④ たばこ(電子たばこ含む)
 - ⑤ 現金(電子マネーを含む)との引き換え
- ※お釣りは出ません



みんなで応援！よしか振興券見本



水とすむまち
吉賀町



裏面をご覧ください。(取扱店の募集)

みんなで応援！よしか振興券



取扱店登録について

【応募要件】 町内において事業所、店舗等を有する事業者

※その他の要件、注意事項については、吉賀町HPに記載してある特定事業者募集要領をご覧ください。

【受付期間】 令和2年9月18日(金)~
令和2年10月16日(金)まで

【登録料・換金手数料】 無料

【登録申込方法】 特定事業者登録申込書により申し込んでください。

【換金期間】 振興券の使用開始日から
令和3年3月19日(金)まで

詳しくは、吉賀町ホームページをご覧ください。

提出先・問い合わせ先

吉賀町役場産業課

受付時間： 8：30～17：15（平日のみ）

吉賀町柿木村柿木500-1

☎：0856-79-2213

国の「持続化給付金」に対する上乗せ補助 「吉賀町事業継続特別支援金」

新型コロナウイルス感染症の影響により、町内事業者の業績悪化を緩和するとともに、事業の継続に向けた支援金を交付します。

この支援金は、国の「持続化給付金」の給付を受けた事業者に対する上乗せ補助となります。

対象者

次のすべての要件を満たす事業者が対象となります。

1. 国の持続化給付金の給付を受けた事業者
2. 町内に事業所を有する会社法上の会社（株式会社、有限会社、合同会社、合資会社など）
3. 雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業を行う事業者
4. 町から運営費及び人件費に係る補助金・委託料等の交付を受けていない事業者（ただし、交付を受けている事業を除いたものは対象となります）

支援金の額

基準額（雇用保険被保険者1人×10万円）から、国の持続化給付金の交付決定額を差し引いた額



【計算例】

- ・雇用保険被保険者数30人
- ・国の持続化給付金交付決定額200万円 の場合

$$(30人 \times 10万円) - 200万円 = 100万円$$

⇒100万円が申請金額となります

申請期限

令和2年10月1日（木）から令和3年3月1日（月）まで

裏面をご覧ください。（必要書類、申請方法）

申請時に必要なもの

チェックリスト

↓ しましょう

① 吉賀町事業継続特別支援金交付申請書（様式第1号）

② 誓約書（様式第2号）

③ 持続化給付金の給付通知書の写し

④ 直近の確定申告に係る法人事業概況説明書の写し

⑤ 公共職業安定所が発行する適用事業所台帳の写し

※「適用事業所台帳ヘッダー2」の項目を請求してください

⑥ 吉賀町事業継続特別支援金請求書（様式第4号）

⑦ 振込希望口座の通帳の写し

（例：「通帳の表紙」及び「通帳を開いた1、2ページ目」の写し）

※①、②、⑥の様式は町ホームページでダウンロードできます

●申請書の提出先は、**吉賀町役場 産業課**です

※郵送での申請も受け付けます

●**1事業者あたり1回限りの申請となります。**

提出先・問い合わせ先

吉賀町役場産業課

吉賀町柿木村柿木500-1

受付時間： 8：30～17：15（平日のみ）

☎ : 0856-79-2213

FAX : 0856-79-2344



新型コロナウイルスの影響を受けた生産者のみなさまへ 「高収益作物次期作支援交付金」のご案内

対策のポイント

要件、支援内容については今後変更される場合もあります。

野菜・花き・茶等の高収益作物を生産されている生産者について、次期作に前向きに取り組む方は、**10aあたり5万5千円**の支援が受けられます。

※野菜には、山菜、きのこ、わさびが含まれます。

※山菜、きのこは、複合経営・肥培管理が必要です。

概要

国では新型コロナウイルスの影響により市場価格が低落する等影響を受けた野菜・花き・茶等の高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援し、種子の導入、肥料の導入、マルチ資材の導入等の前向きな取組を実施した場合、定額の交付金を支給します。

交付対象者

令和2年2月から4月に出荷実績がある方又は廃棄等により出荷できなかった方で、次期作も継続的に取り組み、収入保険制度や共済保険等のセーフティネットに加入している方もしくは加入する見込みのある方

ただし、以下の取組項目から**最低2つの取組項目に取り組む者**

- ア 生産・流通コストの削減に資する取組
- イ 生産性または品質向上に要する資材等の導入に資する取組
- ウ 土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組
- エ 作業環境の改善に資する取組
- オ 事業継続計画の策定の取組

※取組例については裏面参照

交付額

定額支援：10aあたり **5万5千円**（1a単位で算定し、未満は切り捨て）

出荷実績等の確認方法

本事業に取り組む方は、取組計画書を提出していただきます。その際に、出荷実績が確認できる領収書、納品書等の資料を提出することになります。廃棄等により出荷できなかった場合は、前年産の出荷実績及び今年産の廃棄理由書を提出することになります。

裏面をご覧ください。（手続きの流れ、取組例）

手続きの流れ

- ① 取組実施計画書を吉賀町農業再生協議会（役場産業課内）に申請
- ↓
- ② 提出書類確認後採択された生産者は、計画に従って取組みを実施し、実績報告書を提出
- ↓
- ③ 取組みが実際に実施されたことを実績報告書と証拠書類等で確認し、問題がなければ交付金の支払い

取組例

ア 生産・流通のコストの削減に資する取組

- ①定植機や収穫機等を購入、レンタル、リースにより導入
- ②大型コンテナ、容器等の導入

イ 生産性または品質向上に要する資材等の導入に資する取組

- ①栽培技術の転換に必要な資材（肥料・農薬・マルチ資材・遮光ネット
電照栽培資材等）の導入
- ②かん水設備等の導入

ウ 土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組

- ①土壌改良・排水対策（石れき除去、暗渠施工等）の実施
- ②作柄安定に資する土壌消毒剤、雨よけビニール、防虫ネット等の導入

エ 作業環境の改善に資する取組

- ①安全講習会等の受講
- ②農業機械へ安全装置装着、空調服、圃場進入路改良工事等

オ 事業継続計画の策定の取組

- ①事業継続計画の策定等

※ア、イ、ウの各取組項目からは2つ選択できますが
エとオの取組項目からは1つしか選択できません。

提出先・問い合わせ先

吉賀町農業再生協議会
(吉賀町役場産業課内)

受付時間： 8：30～17：15（平日のみ）
☎：0856-79-2213

吉賀町柿木村柿木500-1

新型コロナウイルスの影響を受けた農林漁業者のみなさまへ 「経営継続補助金」 2次募集のご案内

対策のポイント

要件、支援内容については今後変更される場合もあります。

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方式の確立・転換などの経営継続に向けた農林漁業者の取組を支援します。

補助対象者

1次募集採択の
経営体は不可

農林漁業者（個人・法人）
※常時従業員数が20人以下

補助額

農林水産省の補助事業です

補助上限額	単独申請	150万円
	グループ（共同）申請	1,500万円

補助対象経費

- ①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ②令和2年5月14日以降に発生し、令和2年12月末までに支払いが完了した経費
- ③証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

（1）経営継続に関する取組に要する経費

補助率 3/4、補助上限額100万円

- ①機械装置等費②広報費③展示会等出展費④旅費⑤開発・取得費⑥雑役務費⑦借料⑧専門家謝金⑨専門家旅費⑩設備処分費⑪委託費⑫外注費

（2）感染拡大防止の取組に要する経費

補助率 定額、補助上限額50万円

- ①消毒費用 ②マスク費用 ③清掃費用
④飛沫対策費用 ⑤換気費用
⑥その他の衛生管理費用 ⑦PR費用

※（2）の取組は、（1）の取組を行うことが前提となります。また（1）の取組に要する経費の額を上回ることはできません。

補助要件

補助対象経費の1/6以上を次のいずれかの類型に係る経費に充てる必要があります。

A 接触機会を減らす生産・販売への転換に要する経費

- （例1）生産・出荷現場で作業員間の接触を減らすための省力機械等の導入
（例2）作業場や倉庫等において、作業人員間の距離を広げるため、別用途に供されていたスペースを統合し、より広い作業空間を確保する場合や導線等のレイアウトを変更する場合
（例3）人と人との接触機会を減らす販売方法（ネット販売、無人販売など）の開始

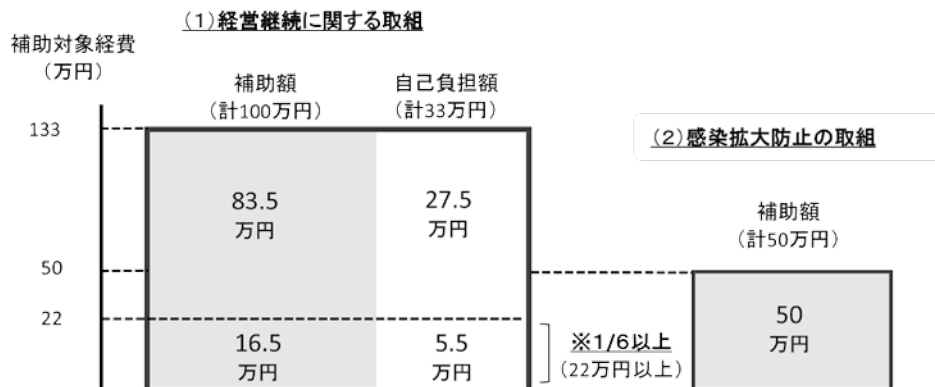
B 感染時の業務継続体制の構築に要する経費

- （例1）人員削減等に備えた方針づくり（「事業継続計画」の策定など）
（例2）感染拡大時に経営継続のための体制づくり（Web会議システムの導入など）

裏面をご覧ください。（活用イメージ、手続きの流れ、今後のスケジュール）

活用イメージ・例

単独申請のケース



※補助対象経費の1/6以上を「接触機会を減らす生産・販売への転換に要する経費」又は「感染時の業務継続体制の構築に要する経費」に充てる必要

申請から補助金受領までの流れ

① 農協や森林組合、経営相談所などの支援機関の作成支援を受けながら「経営計画」を作成	支援機関 無料
② 支援機関の「確認書」を発行してもらう	支援機関 無料
③ ①・②と補助金交付申請書、前年度の確定申告書等を締切期日までに補助金事務局に提出	
④ 審査	補助金 事務局
⑤ 採択（補助金交付決定）・不採択の通知	補助金 事務局
⑥ 事業者名・事業名の公表	補助金 事務局
⑦ 支援機関の実行支援を受けながら、事業を実施	支援機関 無料
⑧ 事業終了後、「支援機関」の確認を受けた実績報告書を補助金事務局に提出	支援機関 無料
⑨ 補助金事務局から補助金を受領	

今後のスケジュール

- * 9月下旬（1次募集の採択可否決定後）
募集（申請）の開始、「経営計画」等の申請
- * 10月下旬 2次受付締切
- * 12月末 事業期間の満了
- * 令和3年1月末 「支援機関」の確認を受けて、実績報告書の提出
- * 実績確認後、補助金の受領

提出先・問い合わせ先

吉賀町役場産業課 受付時間： 8：30～17：15（平日のみ）
吉賀町柿木村柿木500-1 ☎：0856-79-2213

①町が主催するイベント・行事等への対応について

吉賀町、吉賀町教育委員会が主催または実行委員会に参加するイベント・行事等のうち、次に該当するものは中止または延期としています。

①参加者の十分な間隔

(屋内 1 m、屋外はできれば 2 m) がとれないもの



②「入退場時の制限や誘導」

「待合場所等における密集の回避」

「手指の消毒」

「マスクの着用」

「室内の換気」

「出演者の発声を伴う催物にあっては客席との十分な距離の確保」

「声援に係る感染防止策」

など、適切な感染防止策が取れないもの、入場時等検温の実施ができないもの、連絡先等の把握ができないもの



③政府から示されている「3つの条件」

密閉・密集、密接が避けられないもの

吉賀町等が主催するイベント等のうち中止となったものについては、テロップ放送や町ホームページをご覧ください。直接お問い合わせください。

②感染された方などに対する偏見や差別防止のお願い

全国で新型コロナウイルス感染が続くなか、感染した方や、その関係者などに対するインターネットやSNSでの誹謗中傷、うわさ話など、心ない言動が広がっています。こうした誹謗中傷などは、厳に謹んでください。感染された方や、その関係者の人権に配慮した冷静な行動をとっていただくことが感染の早期発見や接触者の把握に繋がり、皆様の感染防止に繋がります。

新型コロナウイルス感染症の拡大を抑えるために

発熱や風邪の症状がある時は 病院やかかりつけの医院に行く前に まずは電話で相談しましょう！！

○医療機関を受診する場合は、いきなり受診せず、まずは電話で病院やかかりつけの医院へ相談しましょう。

○自宅で普通に過ごせるくらいの軽い症状ならそのまま自宅で静養し様子をみましょう。

○次の①から③のいずれかにあてはまる場合はすぐに
しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」※
(☎0856-25-7011 全日 8:30～21:00 ※緊急の場合はこの限りではありません。)
に電話してください。(①～③に該当しない場合の相談も可能です。)

※6月1日より各保健所の相談窓口が一本化され、「健康相談コールセンター」で対応します。上記電話番号にご連絡いただくと、コールセンターに転送されます。

①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

②重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

③①、②以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

■妊婦の方は、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターにご相談下さい。

■小児については、小児科医による診察が望ましく、かかりつけの医療機関に電話などでご相談下さい。

一般的な相談・お問い合わせ先

相談窓口	電話番号
しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」 (全日8:30～21:00)	0856-25-7011
吉賀町役場 保健福祉課 (平日8:30～17:15)	0856-77-1165

発行／吉賀町新型コロナウイルス感染症対策本部（役場総務課）
☎0856-77-1111
発行日／令和2年9月25日